

村の経費としては名主給米（二人分）米五石二斗（外に名主高一二石あり）、定便給米（二人分）米四石、名主組頭の出張旅費箱根金一一兩餘と利子、三島官舎一八兩と利子、その他少額のものがあり、加助郷または朝鮮人・琉球人が渡来したときは村で雑費を支弁する。一カ年間に使用する薪炭の数量は沢田六一六、九五六把（長さ二尺三寸廻り二尺三寸）内山不八九、一〇〇把（長さ二尺廻り二尺一寸）雑不二九、七〇〇把（長さ二尺二寸廻り二尺三寸）^子炭一〇〇丸（一丸は一六把）炭二、三四九俵（俵六貫目入）で、魚漁の分一は四兩一分である（資一八）。

〔Ⅲ〕 林 野 政 策

(A) 御 林

(6) 御林の面積・林相等
(1) 名称・区域・面積

徳川幕府の直轄地を天領・公領または御料・御料所などといひ、その森林は御林・御立山などと称した。
(文二)

御林は大略現在の国有林の大部分で、伊豆の中央に聳ゆる天城山より東西に走る山脈の南北両側、すなわち北流する狩野川の本流と支流人見川、南流する河津川・白田川の上流一帯の山岳林と、中央山脈の小僧山より南に延びる支脈の東西両側の山岳地帯をしめて、東西二〇^{k m}・南北一六^{k m}に及んでいる。宝曆一二年の記録によると、「元来天城山御林一帯は立木あるも御制木九品は揃わず、麓村の役人・山守を召し出し御吟味の処、東西一三里・南北六里の山岳地で、御領・私領村々の内、麓村は銘々村続き箇所にて萱生地限り、境界と思われる所は掘り立てたことはなく、右の内仁科口は縦五里・横三里、川津口は縦一三里・横三里、湯ヶ島口は縦八里・横三里と大見口に続く場所五里、大見口は縦二里・横二―三里の区域は株・田肥を取り、雑木・薪・下駄木等伐出し、椎茸・下草を地元民が稼いでいる」（要領）（資三一九）と記している。

江戸幕府創立以来の変遷を回顧するに、当初の森林・原野面積は明らかでないが、御林・村持山（村民共同の使用収益）・百姓山（私有）は、封建制に守られて異常事態以外は、父祖伝来継承してあるので、大なる変動はなかつたようである。ただ弘化二年（一八四五）に賀茂郡内の御料八幡野村・大川村、私領赤沢村・池村・冷川村・中野戸村・萱引村地続大見口一六カ村、東浦三カ村合計一九カ村入会の株場続きの「遠篤山の野山」

を天城山御林に編入した。

遠笠山（遠篤山ともかく）地域は、天城山御林に接続し、縦三里・横二里の広い地域を占め、天城山脈の東部に聳ゆる高峯（一一九七m）一帯で、山麓の村々より三・四里奥にあつて毎年春には野焼をするので雑木は生育せず一面の原野であつた。古老の言によると、明治中期でも林木より稜の方が多かつたといわれている。そして山麓の村民―主として大見口一六カ村―が山麓の一部のみを稜刈に利用していたに過ぎない。かつ防火線設定その他保護管理に伴う負担が多く、前記村々から御林への編入方を代官および勘定奉行に陳情した。この陳情書は、現地を隈なく探したがついに見当らなかつた。この陳情をうけた幕府・代官は土壤その他の調査を行い、遠笠山が天城連山と類似の土性で、将来美林になることを確認して、山麓村々の入会利用地の境界に防火線を設けて、その奥を御林に編入し、管理を厳重に行い、将来の成林を期したのである。（資料五三―五六、六二）

なお境界については次の紛争があつた。「棚場山は、面積約一、八〇〇町歩と称せられ（資五二）、徳川中期（年代不明）旗本小堀土佐守の知行所であつたが、その管理は十分でなく、すでに旗本領となる以前から天城山袖山との解釈のもとに、土肥組に雑木・下草の採取が許され、旗本領になつて後も、同様の解釈が土肥組四カ村によつて主張され、棚場山をめぐる吉奈村と土肥組との争論がくり返された。幕末になるにつれて、旗本階級の財政状態は苦しくなり、棚場山の立木払下もしばしば行われ、これをめぐつて更に吉奈村と土肥組四カ村との紛争ははげしくなつた。棚場山は版籍奉還によつて棚場山官林と改められた。」（資、六二・五六）

その他両柿木村の入会地につき、両村と小土肥村との間に紛争を生じたことあるも、該入会地は御林の区域外で、かつ小土肥村に権利がないことで明和三年（一七六六）解決している。（資料五九）

注 (4) 伊豆国の総石高と村々の項参照

幕府および大名の封土は、大政奉還とともに国有地となり、それ等の御林は明治初年より官林となり、さらに伊豆の官林は明治二二年九月皇室の御料林に移管されたのであるが、二一年当時の官林面積は四六、二〇五町九五〇三歩であつて、ほかに官有原野五五二町六八〇五歩、官有温泉原地〇町四八一八歩あつたから、官有林野面積は合計四六、七五九町一一二六歩である（資五二）。次に明治二一年御料林編入前の官林（公林）・原野・牧場・林叢の名称・位置・概要を資料五二より抄録すると次のようである（資五二）。

一 公林（官林）

公林は明治初年より官林と改められ、二二年九月すべて御料林に編入された。本調書は明治二一年調査であるから官林と呼ばれている。なお、やや著名のもののみを次に掲げた（資料五二）。

名称	位置	(広さ) 反別	摘要
小坂の官林	君沢郡小坂村の西、字大林・小林・知誰等	二九町六一二三歩	
河内の〃〃	同郡河内村字堂山	一〇〇町三三一〇歩	地勢急ならず、マツ・スギ・クス・カシ・モミ・ヒノキ等の密林
畑毛の〃〃	四方郡畑毛村の西	(五〇、七二畝歩)	地勢急にして、老松繁茂せしが明治二〇年鉄道用材に伐採す
田中の〃〃	同郡田原村の東北	九一二町五〇〇〇歩	地勢急ならず、松多く生育せしが、明治二〇年鉄道用材に伐採す

日向の官林 棚場の〃〃	同郡日向村の東、字池上 同郡吉奈村の西	三一町五六〇八歩 一、八〇〇町歩	地勢急にして、マツ・サクラ・カシ 等多し
天城の〃〃	四方・賀茂・那賀三郡にわ たる	四、七六七町六八一六歩	広大な森林で、マツ・スギ・ケヤキ ・ヒノキ・カシ・モミ・カヤ・サワ ラ・雑木繁茂す
泉の〃〃	賀茂郡泉村字三尾外九	七六〇町二反歩	マツ・スギ・ヒノキ等生育す
伊豆山の〃〃	同郡伊豆山村字岩上・台持	二〇六町五八二九歩	マツを主とする
和田山の〃〃	同郡熱海村和田山	七二町歩	
網代山の〃〃	同郡網代村の東南	七三町一四二一歩	マツ茂生し、品質伊豆第一と称せら る
留田山の〃〃	同郡宇佐美村	二〇町六二一三歩	
鶺鴒島の〃〃	同郡下田町の南	三七町七〇一二歩	
青野の〃〃	同郡青野村の東、 越山にある	五二町八四畝歩	地勢急、伐採されて茅野となり、松 点生する

その他次のものは著名ならざるも原書に記載されたので、そのまま記すとあり
(以下公林のつづき)

名称	位置	(広さ)反別	摘	要
内匠の公林	君沢郡戸田村	(一〇〇町歩)	林木生育せず	

影賀沢の〃〃	田方郡平井村	(二三町九二畝歩)		延享年間の伐採跡地で雑木林
大仙山の〃〃	同郡畑毛村	(一二町七六畝歩)		
奈古谷の〃〃	同郡奈古谷村	(〇町五九一二歩)		
下多賀の〃〃	賀茂郡下多賀村	(一七町歩)		
吉田の〃〃	同郡吉田村	(一町〇七一〇歩)		
川奈の〃〃	同郡川名村長門洞	(三町四九〇九歩)		
見高の〃〃	同郡見高村	(五町五一〇六歩)		マツ林
繩地の〃〃	同郡繩地村	(三七町五〇一四歩)		
相玉の〃〃	同郡相玉村	(〇・六反歩)		竹林
堀之内の〃〃	同郡堀之内村	(四町四三二六歩)		
狼烟崎の〃〃	同郡下田	(六町九一〇歩)		
赤根島の〃〃	同郡同所	(二町三三〇歩)		
剣カ浦の〃〃	同郡同所	(一町三反歩)		

註 その他御林の名称・位置は嘉永六年御林の風枯木払下代金の控書にのつてゐる(資料五七)。
三原野

名称	位置	(広さ)反別	摘	要
初音ヶ原	君津郡谷田村の北東家原 新田一帯の総称	一		箱根山の西端にありて街路樹に老松 ありて景色よく、昔源頼朝がここで 始めて鷺の初音を聞いたと伝えられ

長平原	長者ヶ原	大幡原	七尾原	奥野	穴ノ原	先さき原	東とう笠がきの野	青野原	天目原	上うえ野	長野原	和野原	釜壇の原
君津郡河内村官林の南	田方郡田原野村の東南	賀茂郡冷川村の南	賀茂郡伊豆山村の東北	同郡鎌田村奥野	同郡池村大宝山の西北	同郡富戸・吉田・池・八幡原・由村の間にある	同郡東笠峯の東、八幡野・赤沢・大川の三村の西北	同郡大川村の西	同郡白田・片瀬の二村にある	同郡稲取・白田の二村にある	同郡見高村の東	同郡神崎村・武峯の北	同郡須崎村の東北
東西一二町・南北八町 六五四町九八二七歩		一、八五九町七二一四歩				四〇〇町九四一五歩	東西二里・南北一里 二四九町一六畝	東西一五町・南北一五町	東西一五町・南北一〇町	東西一五町・南北八町			
重須・木負・久連の諸村に連なる 年川・柏久保・牧之郷・大野・下畑 浮橋・賀茂郡下白岩の諸村にわたる 草生地、郎田原野外六村の入会秣 場である 元禄年間より三回にわたり開墾し、 安永七年には新開地二八町七〇あり しが水不足と霧深きため荒廢地とな る 東は池・十足・鎌田、北は徳永、西 は柳瀬・中原戸・菅引、南は天城山 に連なる大見一六村の入会秣場であ る 山間の原野 奥野には曾我物語に出てくる地名が 多くあるが、伊東祐親が狩をした所 は鎌田村より赤沢山・柏嶺附近まで 四・五里の区域のようである。奥野	は地名でなく、山間の野原の意で、 曾我物語にある安政二年伊東祐親の 狩場、源平盛衰記にある元暦元年・ 建仁三年源頼朝の狩場も奥野である 噴火の焼石地帯で、穴原に連なる 上野ともいう、噴火の焼石地帯 又次郎原ともいう。葛城峰の下方に ある。北方に石神原がある	広い原野 面積狭いが景勝地 牛馬の放牧地											

小松野	同郡一条村より大賀茂村に至る山中にある	一	
小野カ原	同郡蛇石村	東西一〇町・南北五町 四六町三四〇五歩	蛇石・岩神・石部・雲見の諸村の山野に連なる。昔粟長者が住んでいたので長者ガ原という
長者カ原	同郡伊浜村の北	東西・南北とも一里	長者ガ原・天神原等この内にある
蛇あざの野	同郡岩科村上野の上にある	一	小面積なるも風光明眉
池の野	同郡長津呂村石廊崎	東西五町・南北一六町 三〇間	
中野	同郡入間村	一	かつてヒノキ林なりしが自然発火して焼けた跡と伝えらる。それで地名となつた
火ケ原	那賀郡池代村の山上	一	

三牧場

桂谷牧場	君沢郡修善寺村の奥山	(広さ)反別 二〇〇町	明治一三年の創設
河内	同郡河内村上ノ平	一五〇町歩	明治一四年の創設なるも近年中止す
船山	田方郡草原村の山中	九三町〇四二〇歩	明治一四年産馬会社により創設(近年中止)

七尾	賀茂郡伊豆山村の東北の山中	一五〇町歩	伊豆牧羊社の創設(近年中止)
本沢	同郡青野村の東北	七七町九一畝歩	明治二年の創設(近年中止)
田代	同郡岩科村の東南	一二七町二反歩	明治三年の創設(近年中止)

四林

叢(各森の伝説省略)

睡むりのもり森	三島駅の北七・八町	(広さ)反別 一	丘の上に老松あり(諸説いろいろである)
矢たての森	君沢郡山中新田	一	駒形諏訪神社の傍にあり、周囲一尺ばかりの杉である。大小の枯木もありて昔出陣のときこの樹に矢を射立てて軍の勝敗を占つたと伝えられる
手無の森	同郡中村	一	
古々比森	賀茂郡伊豆山村	一	
音無の森	同郡竹内村	一	
日暮の森	同郡岡村	一	走湯権現の社傍にある

(四) 地況・林況

地況については文化八年(一八一)に大沢里村の内白川入外四字につき、字別に峯の数を調査し(資六二)
 (注 他の地方も調査したかも知れぬが資料なし)。ついで、天保九年(一八三八)天城山御林の全部につき
 森林調査を行った。全林を四地区に分け、さらに大見口は三区に、狩野口は四区に、仁科口は三区に、川津口
 は八区に分け、さらに各字ごとに峯の数、樹種と混交歩合を調査している。当時の林相を示すため、字ごとの
 樹種と混交歩合を次表にかかげた。

字別樹種一覽

地区	字	樹種	地区	字	樹種
大見口	津川小屋 檜の木小屋 川の入 下屋	ケヤキ〇、七サツ〇、三 ケヤキ〇、八モミ〇、一サツ〇、一 ケヤキ〇、一モミ〇、一サツ〇、八 モミ〇、二サツ〇、八	狩野口	中以屋 手ノ入 大阿 <small>ア</small> らし 大平 かまぼ沢	ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、七 ケヤキ〇、一モミ〇、一サツ〇、八 ケヤキ〇、一モミ〇、一サツ〇、八 サツ
		ケヤキ〇、二モミ〇、五サツ〇、三 ケヤキ〇、二モミ〇、七サツ〇、一 ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、七			ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、六 ケヤキ〇、一モミ〇、三サツ〇、六 ケヤキ〇、一モミ〇、一サツ〇、九 サツ
(地蔵堂入)	二びさわら 本川入 伴次郎 かし沢 小多ちの	ケヤキ〇、二モミ〇、五サツ〇、三 ケヤキ〇、二モミ〇、三サツ〇、五 サツ サツ(モミ・サツ少許) サツ	(長野入)	上ノ平 入組 大杉平 焼原 新小屋 熊峯	ケヤキ〇、一モミ〇、一サツ〇、八 ケヤキ・モミ〇、一サツ〇、九 ケヤキ〇、一サツ〇、九 サツ サツ
		ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、八 ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、七			ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、七 ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、七
阿多之小屋 下以屋	ケヤキ〇、二モミ〇、七サツ〇、一 ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、七	ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、八	古峠 (これまで水生地)	ケヤキ〇、一モミ〇、七サツ〇、二 ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、七	ケヤキ〇、一モミ〇、七サツ〇、二 ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、七

(本谷東筋)		(岩尾入)		(与市沢入)		(猫越入)		(本谷入西筋)											
檜沢	梅木沢	梅木沢木戸	梅山	小槻尾	大槻尾	奥野	八丁通り	上屋	焼峯	寄堀	大槻り	大小野ノ見内	大小屋	出水	天口平	水生地	請寄平	白沙	汝がらん
ケヤキ〇、一サツ〇、九	モミ〇、八サツ〇、二	同上	同上	同上	モミ〇、三サツ〇、七	モミ〇、四サツ〇、六	サツ	モミ〇、二サツ〇、八	モミ〇、二サツ〇、八	モミ〇、九サツ〇、一	モミ〇、一サツ〇、九	モミ〇、四スギ〇、一サツ〇、五	同上	ケヤキ〇、一モミ〇、五サツ〇、四	サツ	ケヤキ〇、一モミ〇、六サツ〇、三	同上	同上	ザツ
(猫越入)		(本谷入西筋)		(与市沢入)		(猫越入)		(本谷入西筋)											
古洞	桐山	小屋内	なま沢	中峯尻	ちから沢	小から沢	背戸ノ沢	麦流し	八間洞	うけの小屋	だんしやう	滝之沢	桑の木沢	手引	栗の木沢	足沢	同上	同上	同上
ケヤキ〇、一モミ〇、七サツ〇、二	ケヤキ〇、一モミ〇、二サツ〇、七	ケヤキ〇、一モミ〇、五サツ〇、四	ケヤキ〇、一モミ〇、三サツ〇、六	ケヤキ〇、一モミ〇、三サツ〇、六	ケヤキ・モミ〇、一サツ〇、九	同上	ケヤキ・スギ〇、一モミ〇、三サツ〇、六	モミ〇、五サツ〇、五	ケヤキ〇、二モミ〇、五サツ〇、三	ケヤキ〇、四ツガ〇、一サツ〇、五	ケヤキ〇、二モミ〇、四サツ〇、四	サツ	ケヤキ〇、一モミ〇、三サツ〇、六	ケヤキ〇、一モミ〇、三サツ〇、六	ケヤキ〇、一モミ〇、三サツ〇、六	モミ〇、三サツ〇、七	同上	同上	同上

請負製炭は十年間、毎年、の冥加は永二二貫文と杉苗植栽二、〇〇〇本を条件で製炭許可を申請している。製炭業者の申請ではあるが局部的にモミの優勢な林地があつたことが窺われる（資三三七）。

(7) 台帳および地図

徳川時代においては、御林奉行は御林帳を管理し、代官所にも御林帳写を備え付けていた。

御林帳は御林の面積・位置・木品（樹種）・本数・運搬の便、不便等を記載し、御林管理の基礎帳簿である。そして苗木が成木して周囲三尺以上になつたときには成木組入を行い、成木組入届を代官より奉行に提出している。

御林帳と御林帳写との照合は随時行われこれにより管理の完全を期した。

地図は、寛永十一年（一六三四）幕府は留守役酒井忠勝・目付黒川盛重に命じて豆州地図を作らせた（資料六三）が、どの程度の地図か全くわからない。しかし、幕府、代官所の役人が、平素御林を調査したり、御林守が御林を巡視するためには絵図が必要なので眼と脚で幼稚な見取り絵図を作つて持つていた。それによると字名などは今日と変つていないので興味深く感ずる。

資料六四の御林台帳写は、これより以前宝暦十一年（一七六一）・明和二年（一七六五）に詳細報告したとの理由で御林所属の村名のみを書いている。すなわち、御林を四地区に分ち（一）河津口二二カ村、（二）大見口八カ村、（三）仁科口二六カ村、（四）狩野口三カ村、合計六一カ村の村名を記し、その内一九カ村は御料、四二カ村は私領（大名の名をも記す）の村であると内訳を示している。この御林帳写は現在では貴重な資料で、資料五二も参考になる文献である。

(8) 管理組織・職務等

(1) 管理組織

江戸幕府の御林に対する行政組織は、江戸に勘定奉行がおつて全体を統轄し、御林奉行が御林に関する事務を取りあつかい、地方駐在の代官の下には手代・手附があつて代官を補佐し、さらに御林の主要な山附村落に御林守（山守）がおつて実地の管理・保護・指導に当つていた。天領の間に存在する大名領・旗本領の御林に関する管理・保護組織については小面積の関係もあつて、特別な記載はないが、一般に諸藩では勘定奉行が統轄し、その下に郡奉行（または山奉行）・代官・郡吟味役（または山方吟味役）・山改・山巡等がおつて管理保護に当つていた（文二）。

天城山御林の実情は次のようである。

封建政治は農民と直結し、農民生活を支えていた農業については関心を払つていたが、江戸中期までは、林業は自給自足の天然資源であつて特別な考慮を払うことなく、従つて御林の経営・管理を目的とした組織的機構はなく、村民に下草・小柴の採取を許して御林を保護させ、時には幕府より役人を派遣して管理指導していたに過ぎなかつた。それでも、古くから御林奉行は設置され、御林の調査を行つていた。御林奉行は御林帳の記載などをなす事務的機関であつて、伐採・造林の調査など経営的部門の実権は勘定奉行に属し、その配下の御普請役・吟味役が実務にあたつていた。江戸時代の中期すなわち、十七世紀の後半から十八世紀にかけて交通発達し、江戸及び大名の城下町が栄え、商人の利潤と対蹠的に定収入の消費者である幕府や大名は窮乏していつた。その救済策として山林の伐採が起り、山林の管理組織が設けられ、御林守が置かれるようになった。伊豆林政史の特色はこの時からはじまつた。

(2) 代官・手附・手代

幕府がはじめて公家・武家諸法度を制定したのは元和元年（一六一五）で、その年にはじめて伊豆に代官が置かれている（資七七）。以後文化七年（一八一〇）まで一九五年の間、市川喜三郎外十七名の代官が相継いで支配し、その内宝暦九年（一七五九）まで代官は三島に置かれ、同年葦山に移り、数代の代官を経て、維新に及んでいる。

その間宝暦十二年（一七六二）より明和三年（一七六六）まで五年間は天城山は御林奉行（牧野惣重郎）の支配下にあつた。代官の任地にある居所を本陣といい、事務を扱うところを御役所といい、属吏の宿舎たる小屋・長屋を陣屋と総称していた。代官は地方長官であつて、大名級の代官もあれば旗本級の代官もあるが、葦山代官は駿河・伊豆・相模・武蔵四カ国の天領の代官で石高一万四千石と称せられた大勢力であつた（文一・二一四三頁）。

次に代官の職務権限について一言したい。代官は統治者で租税の徴収などを掌り、庶民の福祉に最も関係深かつたが、林業に関しては委任された権限少なく、処分権限はなく、重要事項はすべて江戸の勘定奉行の指揮を仰ぎ、勘定奉行は代官に対し、御林の調査並びに御林帳の入手補修を命じ、また荒地の開拓、風害跡地の植栽、一般の林木保育のみならず、苗木の成木届の提出も怠らざるよう注意している（資料一八・五七・八一）。また代官は大規模の森林伐採に際しては御林の支配権（御林並びに御林帳写・御林絵図）を勘定奉行に引き渡し、伐木終了後、支配権を復帰させ（資料七〇・八〇）、林木払下の処分伺書も勘定奉行に差し出し、御用炭製造請負人の選定も勘定奉行の手に握られ（資料八二）、幕府の普請に使用する用材は普請役が極印を打ちて調査し、代官所の極印は使わせなかつた（資料七二）。盗伐に対する警察的権限は代官にあるも審査権限は勘定奉行にあつた。したがつて勘定奉行に属する普請役・吟味役が現地に出張して御林の調査をする場合には代官所は通路の刈り払い、止宿小屋の設備をはじめ、調査についても細かい注意を払っている（資料七一・七二）。

思うに当時は封建制により、中央主権の威力強く、一方、山林も財産資源としての意味しかなく、伐採は単なる資金獲得の手段であつたので、その都度中央より直接に実行したのである。

代官の下に手附・手代・書役・地役人が置かれていた。手附は幕臣であつて、代官の命により事務をとり、代官の転免には休職となつて仮りに勘定所詰請役元締進退を命ぜられ、後に新任又は他の代官に任命される。

手代は事務の取扱主任で、代官の経費中から給料を受けるが、その家臣ではない。代官のうちには手代を置かず自己の家臣を使つたものもあつた。

手附・手代は職務上、上下の区別なく、年功によつては手代が手附の上席にあるものもあつた。この手附・手代の首席を元締といい、次席を加判といつた。書役は事務見習中の手代の嗣子で、伺書を書くのを職とし、昇進して手代となる。地役人はその土地（村）にあつて執務し、上役の転免にも移動しない。鉾山・堤防・米庫などの仕事を兼務していた（文一・四四六頁）。

ハ 御林守

代官の下に御林守（御山守）がはじめて置かれたのは元禄十一年（一六九八）三島代官設楽喜兵衛の時であつて、天城山御林を仁科口・河津口・狩野口・大見口の四地区に分け、各地に御山守一名ずつ計四人を置き、一人につき扶持米三石五斗を支給し、かつ苗字帯刀を許した。元禄十五年（一七〇二）代官小長谷勘左衛門が、さらに野扶持（山野の勤務手当）として一人扶持を追加した（資料八四）。その後御林守は仁科口を除き、他の三口にはいずれも一名を追加したので合計七名となつた。

御林守の位置を考へて見るに、当時名主が苗字を許されず、一本差ししか許されなかつたのに対比すると、高く評価され、前記のように武士階級に準ずる待遇をうけていた。御林守の人選には村役人たる名主・組頭のうちで、人徳・財産・識見のすぐれたものを各村で推薦し、代官が任命した。罷免の場合以外、依頼退職も許

されていたが、後役の關係もあつて厳格に規制されていた。普通は、世襲的に嗣子を村から推薦するのが慣行となつていた（資料八五・八六・一〇九）。

御林守の職務は禁制木の保護管理はもとより、農民が生活の補助に、余暇を利用して御林より採取する矢木・柵木・荷い棒・薪・椎茸・鍛冶屋炭・車両材・農具材料などを検査して税（分一すなわち雑税）の徴収を行つていた（資料九〇）。

御林守は平素受け持ち（持口）の御林を管理保護するため、二人は当番を定めて半月毎に御林を見廻り、見廻り日誌を作つて代官に報告し、不正違反事項などあればその措置を伺つた。また伐木・造林・製炭・払下・被害調査等の立会いから、炭会所の管理、木炭の積荷の立会いにいたるまで、その職務範囲はなほだ広く、しかも一名か二名の御林守が取締り実行したので、村からの誘惑も多く、見廻りの際の服務心得は厳重に達せられてはいたが、それが守られず、不正事件を起して処罰を受けたものが多く、初代以来明治初期まで御林守として継続した家は仁科口の奥田家だけしかない（資料九〇・九四・九五・九六・九七・九八）。

御林守の給与は、本給として米三石五斗と野扶持（山野の勤務手当）として一人扶持を給せられたが（注文化八年（一八一））当時も創設当時元禄十一年（一六九六）と同様であつた（資料一〇四）。見廻りした時は旅費として木銭・米代が支給され、製炭期間は特別の手当として三兩づつがつき、別に事務費として筆墨・蠟燭代などが実費で支給された（注(1)）。これ等の経費は山附村々の負担によつて賄われたのである。

注(1) 御林守一日一泊の旅費は、木銭は錢二十五文、米は錢九十文、但し白米一升代百二十四文（資料一〇四・一〇六）また、木銭・米代として一カ月一分づつ支給されたこともある（資料一五四・一五五）。

御林調査の状況を見るに、

明和三年（一七六六）御林全般にわたる調査の際は、葦山代官より手代が遣され、御林守・入会村民が案内し、手代が立会つて、禁制木の太木には極印をうち、小木・苗木は本数を調べて記帳し、山守に通知して禁制木の取締りを行なつた（資料六八）。

文化八年（一八一）全林にわたり字別に調査したときは、樹種別・大きさ別に、制木と雑木別に分けて調査し、さらに小木・苗木（注 大きさは(9)(10)参照）の本数まで樹種別に調査している。次に狩野口の字、梅の木沢の例を掲げる（資料七四）。なお大きさについては制木・雑木とも目通り周囲一尺五寸以上は縄を結び、樹種別大きさに別に調査している（資料七二）。

森林調査

狩野口―岩尾ノ内字梅ノ木沢
本数 五、八四四本

内訳

ケヤキ 一四本（長さ三間・五六間〇、目通四尺五―一〇尺〇）
" 三八本（長さ二間・五―三間〇、目通二尺五―一八尺五）
樹種毎に同様に記帳す
小計 御制木 四、二七五本
小計 雑木 一、五六九本

右の外に

ケヤキ	小苗木	五三本	モミ	小苗木	五、五〇二本
ツガ	"	二、一八二本	スギ	"	七本

マツ	小苗木	一九本	カシ	小苗木	三三本
サワラ	〃	二四四本	計		八、〇四〇本

なお雑木の種類は、ブナ・サルスベリ・カエデ・トリアシ・コスセ・サクラ・カツラ・大サラ・ウリノキ・シイ・フシ木・沢シバ等七〇種以上を掲げてある（資料七四）。

棚場山は小堀土佐守の知行所で面積狭く、重要性も少ないので幕末になつてから、ようやく御林守が置かれた。その職務権限については不明であるが、御林守が職務忠実のため、羽織着用を許された例に見るも（資料一一〇）、身の低いものであつたことは明らかである。その他の小さい御林については全く資料がない。

(9) 管理 保護

(1) 概 要

徳川時代の森林管理は元禄十一年（一六九八）、御林守が設置されて以来確定したといえる。御林守設置以前は、勘定奉行―代官―村役人の組織によつていたが、直接山林管理の責任を負わされていたのは山附村落である。しかし、その責任の範囲は広いものではなく、その代償としての山林利用もある程度許されていた。御林守が設置せられると、管理保護の責任の大半は御林守に負わされた。端的に言えば、御林守の職務の本質は権限的なものではなく、保護義務的なものである。しかし山附村落が全く保護義務から解放されたかと言へば決してそうではない。例えば村の保護義務として、御林の保護はもとより防火線の建設・保存、野焼の警戒人夫等の火災防止、境界の保護、盗伐の監視、各種の被害報告、御高札の建立・保存、御林守の給米、役人の御林調査の経費等は依然として負わされたわけである。

さて、天城山御林における管理保護の特色は何かといえは九木制（後述）である。スギ・ヒノキをはじめとする九種の樹木は、御用以外では伐採を絶対に禁止し、違反した者には厳罰をもつて臨んだのである（同次項参照）。

保護取締りの方法として「天城御館山御高札」を御林守所在地と御林の入口に建てて、「御林入山心得」を民衆に知らしめたことは、今日の「国有林入山心得」と非常に似ている。

江戸中期以後になると御用炭の生産が天城山御林に行われ、御林守は毎日交替して入山し、看視を厳重にし、製炭請負契約書の中に保護義務を明記し、これに違反した場合は契約を解除することになつていた。

天城山地方の野焼きは、春先の風景を添えた名物であつたほど盛んに行われたので、野焼に対してはくり返し廻文を以て注意を促し、消防・消火の義務はもとより、村の経費で防火線の建設・修理を行わしめた。また風水害の場合にも届出の義務のほか、被害防止の緊急措置も要求されている。鳥獣害の防止については資料がなく、御林の境界附近で鼠駆除が実施された程度に過ぎない。これらについてはさらに次項以下に述べる。つぎに地元村と御林保護との関係を明らかにするため実例二をかかげた。

例一 大幡野と地元関係

天城山麓の大幡野は面積千町歩以上の渺漠たる原野で、その山附村々は筏場村・中原戸村・宮上村・徳永村・地藏堂村・戸倉野村・梅木村・八幡村・原保村・貫僧坊村・柳ヶ瀬村・城村・菅引村・姫ノ湯村・冷川村・関野村の十六カ村に及び、大幡野の御領は天領もあれば大名領・旗本領もあつて、領主はすこぶる多数である。領主達は山林の保護を山附村々に依頼し、山附村々は柴草などの採取をはじめ直接、間接に生活の便宜をうけて、両者は共存の関係をたもち、十六カ村のうち納税しているのは菅引村のみである。菅引村は大久保中務少輔の領分で、大幡野のうち小字 椿野及び上椿野に入会つて林産物を採取し、山役として毎年永二十八文四分二

厘を納めている。しかし採取量がとくに多いわけではなく、入会関係は他村と同様で、ただ領主が違いため納税しているのである。以上のように入会採取については例外をのぞけば無税であつた(資五九〇)。ただし古く貞享元年(一六八四)に遡れば分一(税)を納めていた。

例二 棚場山と地元関係

領主と村民との関係を具体的に示した例をあげると、棚場山は大幡野とは無関係の御林で、領主は小堀土佐守で、山附村は吉奈村等である。領主は山林保護の手当として吉奈村には年々金二両二朱と米六斗を支給し、かつ立木売払のときは代金に依りて手当を毎戸に与えている。村方としては防火のため、一戸につき一名づつ、「刈切り」に二日、「境界廻り」に二日、「焼切り」に二日計一カ年に六人、吉奈村全体で毎年一六〇人出役している。

かつ原野に火入するときは一同馳せつけ、昼夜防火に注意したという(資六二一)。

(四) 御制木と伐採制限

御制木とは伐採を停止した樹木で禁伐木と同じである。御制木のはじまつた年は不詳であるが、古くからマツ・スギ・ヒノキ・ケヤキ・クス・サワラの六樹種が禁制され、明暦二年(一六五六)には、すでにこの制度であつた。その他の樹種は当時豊富にあつたので伐採を禁止しなかつたが、用材備蓄のため天和二年(一六八二)にカシを御制木に追加して七木制と呼んだ。また延宝六年(一六七八)モミ・ツガの小木(本項末尾参照)が追加され、貞享元年(一六八四)竹内三郎兵衛代官のとき、モミ・ツガの大木まで伐採を禁止し、ここに九本制が確立した。(注 資料四四三によれば、マツ・スギ・ヒノキ・モミ・ケヤキ・ツガ・サワラを七本制としている。)その当時御林内にケヤキ・モミ・ツガは多量にあつたが、その他のものは少量で、御用材になるものは少なく、クスはすでに姿を消していた。宝曆十二年(一七六二)の記録によると、カシは蓄積があつて

以前より雑木同様炭材として百姓の山稼に伐採が許され、モミ・ツガ・ケヤキは、まだ多量に残つていたが、サワラは一本、マツは六〇本あるのみで、クス・ヒノキ・スギはすでになかつた。ただし、御制木は三尺廻り以上のものをいふ、三尺以下一尺廻りのものを小木、一尺廻り以下のものを苗木と称しているので、上述は三尺廻り以上のものについての記載である。ついで明和三年(一七六六)には御制木は用材にならない風折、根返り・立枯木でも一切禁伐になつた(資一一七・一一八・一五七)

注一 御制木につき大部分の資料では「柏(ヒバ)」となり、一部に「花柏(サワラ)」となる。植生より「サワラ」を採用した。

二 用材にならない御制木中カシはしばしば炭材として伐採が許可されていたが、その他のものは稀である。

雑木については、貞享元年(一六八四)ころは入会村では分一(税)を払つて御林に入り利用していたが御林守が置かれて以後は、利用複雑となり、制限も変つていつた。

幕府が天城山で五カ年契約でつぎつぎと請負者に製炭せしめたのは寛政四年(一七九二)に始まり、寛政九年(一七九七)まではクスギ・サクラ・ブナ・カシ・ツバキ・カエデ・サルスベリなどは、四寸廻りから一尺五寸廻りまで伐採を許可され、享和二年(一八〇二)よりは、カシは御制木なので炭木としても伐採が禁ぜられ、文化四年(一八〇七)よりは白カシまでも禁伐となつたが、雑木は四寸廻りから二尺五寸廻りまで許可の範囲が広げられ、また御制木(カシを除く)でも曲り木、節木等を用材とならないものは極印を打つて伐採を許可した。しかし、カシは製炭者の切望もあつて文化十二年(一八一五)より炭材としての禁伐を解除した。文政二年(一八一九)に至り江川代官は制木の曲り木、節木などの不良木を炭材として極印を打つて払下げることは、林地広大で煩に堪えないとの理由で(カシの不良木を除き)その扱いを中止した(資料一一八・一二

三・一二四・一二五・一五七)。

(イ) 保護林

下田町の御林は津波のため流出した部分もあつて、町民は潮害・水害防備のため御林の保護に努めていた。宝永年間(一七〇四—一〇)幕府が伐採を計画したとき、下田町庄屋等一同が連署して抗議し、正徳三年(一七一三)幕府が御林を伐採せんとしたときも、下田町より抗議して伐採を禁止した。その後、橋梁用材として幕府より立木交付の命があつたけれども、下田町は辞退して受けず、宝暦十二年(一七六二)同様のことがあつたが、ふたたび辞退して伐らせなかつた。しかるに寛政十二年(一八〇〇)、幕府は同町の嘆願をも容れずついに伐採したが、風損木など生じて下田町の人家にも害を与えたといふ(資、一四五)。

(ニ) 盗伐

盗伐に関しては厳罰主義をもつて端み、罪は五人組・親戚にも及んだのであるが、実際に死罪に処せられたものはなく、資料にあらわれた犯罪は、はなはだ少く次の三件に過ぎない。犯罪発覚後の処置は、まず葦山代官所で取調べ、その後江戸にて勘定奉行輩下で判決をうけている。それで御用商人等の裏面工作も功を奏する余地があつた。次にかかせる三事例は、文政二年(一八一九)、安政四・五年(一八五七—一八五八)であつて、江戸時代の末期に近く、武士階級は経済的に苦しみ、農民は重税に悩んでいた時代である。疲弊した農村と腐敗した御林守を背景に起つた盗伐事件である。

ことに第二事件の審査中江戸の吟味役が、百両を収賄して容疑者の便宜を計つたことなどは、当時の世相を物語るものといえよう(資一三二)。

第一例

文政二年(一八一九)天城山御林内で、炭焼請負人に払下げた広葉樹林内や、他の場所でスギ・マツなどを

盗伐した事件である。盗伐された立木はマツ七五一本、スギ三九六本、ケヤキ二一本、モミ・ツガ五五本、合計一、二二三本であつて、その内犯人の自白で明瞭になつたものは八八七本であつた。残り三三六本は犯人不明のものである。

なお、それ等の樹種別内訳は次表のようである。

盗伐木

各人の自白による盗伐材 盗伐人不明のもの	ケヤキ					マツ					スギ					モミ					ツガ					計
	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株					
一九	七五	一一	一九	三五	一	三三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二				
計	二一	七五一	三九六	五四	一	一、二二三																				

裁判の結果は、重追放一人、中追放三人、追放一人、手鎖一人、過料錢十貫文一人、過料錢三貫文四人、急度お叱り二人、お叱り九人であつた。(資料一三〇・一三一)

第二例

安政四年(一八五七)天城山御林内大見口菅引村で生じた風損木の払下げを出願中、御林守二人が収賄して許可指令を待たず伐採を許可し、またマツ立枯木を製炭しているのを黙認した事件であつて、盗伐木七九七本(材積六三一尺メ九四六)のほか、多数の丸太・木炭・角材・板等その金額合計六〇両二分永八三文一分であつた。それで処罰されたものは収賄した御林守二人と贈賄者三人計五人は重追放となり、それを中心とし、手鎖一人、過料錢三貫文づつ五人、急度お叱り一二人、お叱り三人、盗木の炭売上げ代金取上げ一人であつた。(資料一三五・一三六)。

第三例

安政五年（一八五九）天城山御林内、川津口梨本村で炭窯より火が移り附近を焼き、その損木を製炭し、また立木を盗伐した事件で、処罰されたものは重追放一人、木炭を没取し急度お叱り一人、お叱り四人、過料錢三貫文づつ六人、炭の売上代金没収一人であつた（資料一三七・一三八）。

(甲) 火災

火災は炭小屋の失火と野火の延焼が主なるもので、一般に被害の生じた場合は御林守より代官所に届け出て代官所では手代などを現地にかし向けて調査させ、火災盗伐の場合は代官所より江戸勘定所（奉行所）に被害報告をなし、刑罰等適當の措置がとられた。例えば製炭請負人の不注意で炭会所を焼き炭五〇六俵、粉炭八五俵を焼いた事件は、運上金を半減にして炭を弁償して納入することになつた（資料一六九）。次に野火が延焼して御林内で焼枯木五四本、植栽木の焼損一二三本を生じた事件は、御林守と村役人が「急度お叱り」をうけた。この種の被害できわめて小さい場合は「お叱り」や、場合によつてはお見逃しのこともあつた（資料一七〇・一七一・一七二）。

野火——野火の防止には常に意を用い、冬・春はとくに御林守の見廻りを厳にし、野火をつけたものは重科に処せられた。御林境の原野に行う火入は、八月下旬より九月上旬に行い、境界の外側を五間幅に刈払い（または堀切り）人足を配置して御林への延焼を防ぎ、境界杭を焼損しないよう注意する（資料一四九・一五〇・一五三）。嘉永元年（一八四八）に行つた原保村の防火線堀切の人数は、延一六一人（外に常備者二人）で人夫賃は一人一日米九合、総計米で一石四斗九升（一兩三分と七六〇文換算）であつた。戸数六一戸の貧村としては相當の負担である（資料一五一）。

(乙) 風水害

風水害の状況は、御林守より代官にとどけ、風害は中折・根返りに分ち、字別に、樹種別に本数を報告した。被害木の大きさは、幹の長さを目通周囲で示し、材積の記入は一般に行われていない。そして被害箇所は村の負担で植栽させてゐる（資料一七五—一七八）。

(丙) その他

鳥獣害——鳥獣害に関するものでは、資料には幼稚な野鼠の駆除の例があるのみで、猪・鹿の害はあつたと伝えられているが、資料には見当らなう。

境界——御林の境界保護のため、御林守は一定の巡視を行い、また境界木・定杭・塚の設置とその保存につとめた。不明の場所もあつて境界争いも起つたこともあれば、村役人を立会させたこともある（資料一八一—一八四）。

注一 境界については(10)境界の項を参照し、風害木については(16)損木払下の項参照されたい。

二 (9)管理保護(1)概説を参照されたい。

(5) 境界

(1) 境界の状況

文化九年（一八一二）以前は、御林の境界は今日のごとく実測した図簿があつたわけではなく、地区ごと大略の境界が示してあるだけであつた。例えば明和三年（一七六六）頃は西向弥宣ノ畑入の境界は、「大川通東向三階滝より奥木立、同断（大川通の意）西向おつしより上の木立」とか、大沢里白川分の境界は、「わらび原より峯まで持林、奥は草山、椎之尾みよより前は持林、奥は草山」（資料一八二）と記してある程度で定杭（境界標）は立ててあつたが十分でなく、局部的には不判明の所もあつて、仁科口ではしばしば境界争が

起り、役人の実地調査も行われ、資料一八一・一八三・一八四のごとく地元村より不判明な萱生地境界につき、その都度回答しなければならなかつた。しかし文化九年（一八一二）を経て文政十三年（一八三〇）以後は次第に整備され、さらに天保十一年（一八四〇）実測以来各測点の方位・距離を示した野帳（分間野帳という）を作り、各村にその控を備え付け、境界調査にはこれを持つて立会りようになり、一応境界の整理を終つた。これらの詳細については（イ）定杭・塚の項に説明した。

定杭の建てかえは、江戸の勘定所下役、葦山の代官所手代・御林守などが現地に出張して、境界関係者と立会つて行つてゐる（資一八五）。

注 (10) (イ) (境界) 定杭・塚等の項を参照されたい。

(ロ) 境界 樹

境界保存のため文化九年（一八一二）境界樹の樹種・本数・大きさ（長さ・目通周囲）を調査した記録（資料一八六）ありて、狩野口では総数二、〇六二本である。

御林の境界には定杭（境界標）はあつたけれども不完全であつた。天保十二年（一八四一）原野など立木のない所、その他定杭を補う意味でカヤを植え、あわせて実から油をとることが計画された。それで年々冥加（雑税・浮役の一種）のためスギ苗を植えていたのを廃し、翌十三年（一八四二）より五年間カヤを植えることに改めた。その方法は境界に沿い二間ごとに植え、場所により一列・二列あるいは三列にした。天保十三年仁科口におけるカヤの植栽計画は次のようであつた。（注 資料には犬カヤとされるも搾油することより見てもカヤと解釈した。）

天保十三年（一八四二）カヤ植栽計画（仁科口）

区 間	距離(間)	本 数	列
-----	-------	-----	---

字川島より三階まで	一、四九三	一、四九三本	平均二列
字同所より字九萱まで	七〇四	七〇四	二列
字小草沢より字八瀬まで	二、〇八六	三、一二九	三列
字八瀬よりヤクラまで	二、〇四三	三、〇六四	三列
字クワンス	二四二	一一一	一列
計	六、八七四	八、九九七	

以上の計画で植栽を実施したところ、植付総本数は五、二五〇本で、その字別植栽本数を代官に報告してゐる（資料一九〇・一九一）。

なお天城山御林の境界に植栽したカヤは、延長三六、七三二間で、植栽本数は四四、五五三本である。その内一二、六六二本は、天保十二年に村々で植えたものである（資料、一八七）。

カヤの植栽には小苗が活着しやすいとの見解で、実生の小苗を用いたが、不成績であつたため、天保十五年（一八四四）よりカヤを廃して、仁科口では峯筋にはマツ、溪間にはスギを植えることに改め、同年仁科口のうち松崎組一四カ村にマツ七四六本、その他の一一カ村にマツ・スギ一、〇五二本、合計一、七九八本のマツ・スギを植栽した（資料一九二・一九三）。

(イ) 定杭（境界標）・塚等

明和三年（一七六六）ごろの定杭についてはイ、境界の状況の項で述べたが、文化九年（一八一三）には次のとき標示で定杭が建てられ、総本数は不明であるが狩野口には三二本建てられた（資料一九四）。

宍番	後 ^{コレ} 是南御林	字新町
谷合見通し		

式番	後 ^{コレ} 是南御林	字八間洞
野焼すべく候		

次いで文政十三年（一八三〇）狩野口二七六本、仁科口二〇五本、河津口二一五本、大見口八七本、計七八三本の定杭を建てなおし、さらに天保十年（一八三九）建てなおしの計画とともに土塚・石積に替え、根本に苗木を植栽する方針を立て、定杭の大きさは末口四寸くらの雑木を用い、境界の見通しに支障となる枝は御林・百姓山の区別なく取り除き、経費は村負担とし（間縄・測量器は役所持ち）定杭の腐朽に注意し、維持を怠らざるよう村々に命じた。翌十一年実行の結果定杭は総数七八六本（狩野口二七六、仁科口二〇四、河津口二一九、大見口八七本）で、漸次塚を築くことに改め、その内五〇二箇を実施し、残り二八四箇は翌十二年築設して完成した（資料一九四—一九七・二〇三）。

その測量野帳を見るに、「沓番長さ三五間・午四分五厘」のごとく測点ごとく距離と方向とを示し、方向は子丑……戌、亥の一二に分けている（注　それで測量野帳を分間野帳という。）同十四年（一八四三）塚には松を植えるよう村々に通知している（資料二〇四）。

ついで嘉永四年（一八五二）定杭の建てなおしがあつて、仁科口について見れば、杭数二〇四本で地区ごとに番号を新たに付け、杭の書き方も次のごとくくわしくなり九六本を建てている。

沓番

後東南御林大タワ峯迄谷境
沓番より式番へ見通し

字黒沢

測量野帳を見るに、測点二七六本（天保十一年は二〇四）と、その他地勢急峻等のため御林内に仮点一〇個、民有地内に番外六個を設けているが、主要の点九六に右のごとき定杭を建てている（資料二〇一）。各杭の位置・距離・方向を帳簿に記して御林守に保管せしめ、さらに安政二年（一八五五）境界に塚一箇・掘割六箇所を建設している（資料二〇二）。

B 郷山

(1) 郷山の管理・利用

(イ) 管理

郷山は郷林・郷山林・村山・村持山などといわれ、現在の公有林・部落林の性質をおびている山林である。郷山は永い慣行によつて定まるのが普通であるが、新規に編入され、あるいは権利の喪失なども稀にはあつたらしく、下筏場村字上佐賀野山郷林は、古くより下筏場村民が入会つていたが、山が焼けて以来一九年間下筏場村は入会が停止されていた。正徳三年（一七一三）よりふたたび入会しうるようになり（資料二〇六）、また慶応二年（一八六六）には私有林を郷林に受入れた記録も残っている（資料二〇九）。幕府後期の後半には吉奈村外三カ村にわたる山林を郷林に編入し、各村界に石塚・土塚を立てて境界を確定し、放火人・失火人の措置など含む共同の郷林保護契約書を作つて各村の義務を申合せている（資料二一一）。

郷山の権利義務については一定してないが、資料二〇九によれば郷山の山役（山年貢の意）は家別に賦課し郷山の支出も家割平均で負担しているが、資料二一一では郷山の経費は家割平均すなわち軒別割合と、現在の所得税のごとく高に依りて配分した高割金の二種よりなつておつて、一般には二種を採用しているのが普通である。

その他、郷山にある制木の伐採は届出を必要とし、明和三年（一七六六）修善寺入の郷山にあつた周囲一七尺・長さ六間の大ケヤキを伐採したときは御林守が調査し（資料二〇七）、寺院建立のため商人よりモミ四分板一五三枚（代価一四両三分余）を購入したときも御林守に届出ている（資料二〇八）。

郷山の管理経営は、村有林のごとく簡単でなく、関係する各村の名主・組頭・百姓代・五人組頭など多くの人々によつて行われ、利害関係もあつて、複雑な郷林では運営に明瞭を欠くこともあつた。資料二一一のごとく郷山の立木売却代金四〇八両余のうち、費途不明の六・七〇両に対して関係名主二名に説明を求めたところ、

両名ともすでに退職し、かつ両名主の説明に喰いちがいがあつて百姓総代七名よりお役所へ訴えた事件がある
(資料二一一)。

(四) 売買・利用

江戸幕府は終期に近づくにしたがい、幕府・諸藩の財政は不如意となり、いきおい農民への課税は重くなり、農村は納税に窮し、郷山を年売却し、あるいは質入するものが多くなつた。特殊の例としては嘉永七年(一八五四)以来外国人が下田村に交通・止宿するので小土肥村は御用人足五・六百人の賃金を予算外に支払い、また地震・津波の被害復旧費も加わつて、同村の郷山を売却しなければならなかつた。かかる場合でも幕府よりの補助金はなかつたのである。御山の売却には関係村役人より代官に事情を述べ、許可を得て実行している文化・文政時代(一八一二—一八六一)以後の郷山立木の売却方法を見るに、古くより田畑・山林の売却は禁止されているので、売却期間を定めたいわゆる年季売却が行われていた。すなわち売却にあたり三〇年とか五〇年とか期間を定め、その期間中は買主が所有者で思ふように使用収益するが、期間終了までに代金を支払えば、受け戻しができて、売主に帰り、年季内(期間内)に金を収めねば永久に買主のものとなる契約である。これは形式的には長期間の使用収益を認められた質入のようなものである(資料二一七・二一九)。

次に入札により御林立木の売却を行つた場合の入札規定を見るに(資料二一四)、現在と大差なく、(一)公売すべき立木の位置・境界を明示し、(二)代金は何月何日まで半金、残り半金は何日までと納入期日を定め、違反すれば立木は村の所有とする。(三)入札の敷金は一口五両とし、落札者は支払代金に繰り入れるが、次点以下の人には返却しない。(四)伐木期間を明示し、期間内に搬出されないものは村の所有に帰する。(五)同額の最高入札者(落札者)があつた場合、最初に開票した人に決定する。(六)右規定に違反した場合は売却を停止し、立木は村の所有とする、などとなつていた。(注)郷山の立木売却代金の本百姓と水呑との分配方法は(四)共有の性質ある山林の伐採収入の分前についての頂を参照されたい。)

IV 入 会

(12) 入会の概況

入会は入相・入合とも書く。入会とは一定地域に住居する多数の人が、一定区域内の山林・原野等で、一定の権利を有し、その区域内に生ずる林産物を使用収益することをいい、古くからわが国では各地に慣習として存在していた。すでに徳川家康時代に入会地は人民共同の永久草刈場として開墾その他これを阻害する行為を禁じた例がある。家光時代には入会に関する紛争が起つたことがあり、元禄時代以後になると、農村経済が窮屈になり、時の移るとともに農耕地の拡張・植林・公林の設定のため入会地は蚕食され減少したが、一面必要に迫られて新設された場所も生じた。しかし実体は依然として林産物の採収権であつて、土地および産物の所有権については、ほとんど考慮が払われなかつた。そして入会の成立は漠然として具体的な証拠があるものは少なく、ただ永い間の慣習が自然に権利化されたものである。入会の生じた主な原因は、村々により森林の面積に格差があつて、産物の不足する村より、余裕のある村に入り会つて採取したにはじまるが、時移るにしたがい、村々の需給関係が窮屈となり、他村のものに対し自家用の立木伐採は許すも売却を禁じたり、数量を制限したり、採取の時期・器具を制限するようになり、半面では入会権が成立するのである。入会に対する入会料に相当するものも、租税の性質を有するものもと使用料の性質を有するものがある。前者は領民より藩主・地頭または入会地の所有者に支払うもので、山高・野高・山年貢・山手金・山役銭・山銭・秣永などと称し、後者は入会を許された村が、その対償として差出すもので、特別の名称はないが山手・秣永・入会分代金・秣代金と呼ばれることもある。

以上は入会の概況であるが、天城地方の入会に関して、資料五二に長者ヶ原・大幡原の二大原野がそれぞれ七カ村・十六カ村の入会秣場となつてだけあつて沿革・統計等総括的な資料なく多くは入会論争の一方的主張などである。

しかし、総括して感ぜられることは、天城山麓の原野は広大にして、その間に存在する広葉樹林も多く、山附村落は林産物には恵まれ、各村の入会関係は、自家用の株萱のみに止まらず、自家用・稼業用の製炭資材・薪を採取する場合多く、採取制限も見当らず、宇久須村が小下田村に鉈の使用を禁じたのは特例と見てよい(資二三〇) それにしても各村の山林・原野面積は区々であり、採取する産物の需要度も大差があつて、入会の紛争は絶えなかつた(注 紛争については(13)入会の紛争を参照されたい)。

資料五二より入会地と明記されている原野の位置と入会関係を抄録すると次のようである。

その他の箇所でも事実入会ついた所があるかもしれない(文一、資五二 二五二)

特殊を入会例としては、幕布に納入する御用炭の炭俵に用いる萱を、吉奈村本村で2、同村新田で1、入会会採取している場合があげられる(資二四九)。

名称	位置	広さ	摘要
長者ヶ原	原野 田方郡田原野村の東南	六五四・九八二七歩	田方郡年川・柏久保・牧之郷・大野・下畑・浮橋、賀茂郡下白岩の諸村にわたる草生地で、郎田原野村外六カ村の入会株場である。
大幡原	賀茂郡冷川村の南	一、八五九・七二一四	(以下省略) 東は池・十足・鎌田、北は徳永、西は柳瀬・中原戸・菅引、南は天城山に連る大見十六カ村の入会株場である。

釜壇の原

賀茂郡須崎村の東北

牛馬の放牧地(入会地?)

(13) 入会の紛争

入会の紛争は一般に土地所有者側(承役者)と、入会して産物の採取を許されている村・部落側(要役者)との間の紛争であつて、多くの場合その根拠は、天然力によつて生産される林産物を慣習によつて採取してきた事実の濃淡が、紛糾解決の鍵となる場合が多く、その点が解決を困難にしている。入会の採取物は、耕地の肥料・牛馬の飼料に必要な株茅・下草・小柴や製炭資材であつて、これ等農業に必要な材料の豊富と貧弱とは農民生活に影響することが大きい。原野の少ない甲村民は、隣村で広い原野を持つ乙村内に入会つて採草し、当初は乙村にも余裕があつたので等閑に附していたが、時代が進むにつれ、乙村も世智がらくなつて入会を禁じ、あるいは代償を求めたり、数量を減じたりするに及んで紛争が起るのであつて、つぎに示す湯ヶ野村内「大室山(大む連山)」株入会地はその一例である。

第一例 湯ヶ野村大室山株入会地

大室山は往古は地元である湯ヶ野村民のみの株場であつた。延宝年間(一六七三—一六八〇)下佐ヶ野村民が勝手に入り込み、株をとり紛糾したが、下佐ヶ野村は貧村なので同情して等閑に見送つた。貞享五年(一六八八)あまり勝手に採草するので三島代官に訴え、代官の仲裁で小面積を裂いて下佐ヶ野村民に入会を許すこととなつた。

また湯ヶ野村百姓李之助は村内に田畑など一町一反歩を有し、かつ下佐ヶ野村内に開拓した田六反歩を持ち、湯ヶ野村より用水を引き込んでいた。貞享年間(一六八四—一六八七)下佐ヶ野村は、さらに水を引き入れたので、湯ヶ野村はその使用を用水堰より二〇間四方と制限した。ところが、その後区域外に水を引いたので水の使用を

さしとめた。

天文五年（一七四〇）湯ヶ野村大室山に下佐ヶ野村の全百姓が入りこみ株をとり、かつ、生木を伐採したので抗議し、下佐ヶ野村より役人連印の証文をとり、元禄元年（一六八八）にも侵入して立木を伐採したので、下佐ヶ野役人・長百姓連印の証文をとつた。宝暦六年（一七五六）にも前同様下佐ヶ野村民が株を刈り取り争を生じ、川津組合内八ヶ村名主の調停で古証文のとおり内済で落着した。その後寛政九年（一七九七）下佐ヶ野村民が侵入して株をとつたので湯ヶ野村より訴訟を起している。（資料二五五、二五六）

第二例 宇久須村と小下田村との入会

宇久須村と小下田村との紛争も株茅の採取が中心であつて、最初は宇久須村字「まみよ」に小下田村民が侵入して萱・小柴を採取して争を生じ、隣村名主二名が仲裁して、小下田村に株場の少ない実情を酌み同地に株刈取りの入会を認めさせた。文政十三年（一八三〇）両村の入会地と考えられる宇久須村字沼の平に、宇久須村が防火のため造林したのが動機で紛争し、また小下田村入会地冷水沼に宇久須村民が炭竈を築き抗議するも宇久須村の地籍なりとて拒否する等（資二二六）感情の衝突で種々の事件も派生した。宇久須村としては小下田村にも株場は多くあつたのに、五十年前より自村の株場は開墾したり、造林したりして縮少し、困れば勝手に他村に入会するとし、小下田町側の言分は自村は貧しく、かつ助郷村で助郷の負担も重いのに、宇久須村は広い山林原野を有し村民は裕福な生活をしている。萱野の利用は旧慣習だから入会権として認めてもよい筈だとの反感も強く、また小下田村は大久保飛弾守知行所と間部主殿知行所に分れ、宇久須村は太田備後守知行所で支配者を異にするため納税証明も相互の理解に役立たず結局示談で両村の境界を解決し、宇久須村内の小下田町入会地については、鎌で株・茅・小柴を刈る程度にとどめ、鉈の使用を禁じて太い樹木の伐採を防止した。入会地には境界に五本の標杭を建て、標杭の位置を詳細に記入して後日に備えた。（資二三〇、二二六、二二七）

その後大正三年にいたり、再び土地所有者たる宇久須村は小下田村は共有権を持つていないと主張し小下田村の共有権登録を拒否して訴訟したが宇久須村の敗北となり、さらに大正十三年両村は共有原野入会権を解消して持分に依じて分割、一切を解決した。（資二三三、二三四）

注 (17) 口山稼と論争の項を参照されたい。

(14) 共有の性質ある山林の伐採収入の分前について（割賦法）

江戸時代においては、共有の性質ある山林、すなわち郷林・共有林の伐採収入は百姓の身分によりて分前に差異をつけたいわゆる割賦法が行われ、時代とともに農村経済が苦しくなるとその皺よせは貧農に向けられたようである。例えば土肥村では、古くは郷林を伐採して得た収入は「高持ち六分・小前四分」と称して本百姓が六分・水呑百姓が四分の割に配分していたが、その後「七分・三分」となり、かつこれに要した雑費は水呑百姓の負担に移り、水呑百姓の実収入は二分五厘に低下した。さらに本百姓には各戸に四・五百文を渡すように定められ水呑百姓の収入は一層少なくなつた。一方、郷山の防火線刈払のごとき共同作業にも、とくに本百姓より多くの労務者を出さず戸別に出勤しているので、宝暦一二年（一七六三）より各戸均等に負担することとし、かつ、郷山の伐採収入はすべて七分・三分の割賦により、雑費は最初に売上代金より差し引き、水呑み百姓の負担にならないうちに改めたいと土肥村役人より代官に申出ている。（資二三九）

明治時代に入りても割賦法は存続し、明治一四年吉奈村村民の一部は、同村山の神洞共有山林伐採収入金の分配を「棟七分・高三分」すなわち七分を棟・三分を高に割賦することをやめて、戸数に均一にせよとの訴訟を起したが、沼津裁判所はこれを却下して割賦法を認めている（資料二四七）。また吉奈村共有山割賦法協議約定書によると、前記共有山の伐採収入の割賦は従来「高三分・棟七分」なるを「棟八分・地価二分」に改めており、

同村字土肥道共有山の伐採収入の割賦も、それまで「高四分・棟六分」であつたのを「棟八分・地価二分」に改め、両共有山林とも共同防火費は、出勤した各人の能力に応じて支払い、総金額を売上代より差引いて割賦することにしてゐる。(資料二四八)

〔V〕 御林の利用

(15) 御用材

(1) 一般

江戸幕府初期の御林は、江戸城・皇居の修築などに利用される程度で、明暦二年(一六五六)江戸城修築に遠・駿・豆三国に目付役を置いて資材の調査をなし(資二六一)、貞亨二年(一六八五)湯ヶ島外二カ村の組頭より林奉行に報告しているところによると、明暦二年(一六五六)一六、〇〇〇本を伐出している。恐らく前記江戸城の修築材であろう。天明九年(一七八九)皇居御用のため天城山よりケヤキ・モミ合わせて大小二六六本を伐出して海路大阪を経て輸送している(資二六二)。その他天明八年(一七八八)ごろ約四万本、寛政八年(一七九六)ごろ約七万五千本、文政元年(一八一八)ごろ約六、六六〇本、同三年(一八二〇)ごろ大小一五、二一五本を伐り出している(資三三三・三三五)。(注 これ等については(19)木材の項参照)

元来御林には既述のごとく、古くは七本製の制度があり、貞亨元年(一八六四)より二制木が追加されて九本制となつて、主要な優良樹種の伐採を禁止し(9)ロ、御制木と伐採制限の項参照)、御用材にのみ利用して資源の保護につとめ、その他の樹種は御用炭の資材とし、あるいは山附村民の製炭原木・農業用具などに利用せしめていた。

徳川時代が終期になり、幕府の財政が窮迫してくると、貯蓄した預金を引き出すように御林の伐採が行われ、(注 広葉樹の利用については(17)雑木・下草の項参照)嘉永六・七年(一八五三・四)には天城山御林より伐採しうべきケヤキ・クス・サワラ・カシなどの用材調査が行われ(資二六四・六・二六九)、ことに目につくものでは、沼津附近におけるロシア船の難破、外国船の下田港に渡来などに刺戟されて、一部に海防論が抬頭し、軍艦建造の気運も起り、戸田港には造船が盛んになり、その船材を各地に求め、元治元年(一八六五)幕府におい

て船材の伐出・製炭を計画し、関東筋ならびに駿・遠・三・甲・伊の代官支配所・私領・社寺領の別なく、秣場・百姓持山までそれ等の立木(クス・ブナ)を広く調査せしめた(資二七六)。またブナ用材については嘉永六年(一八五三)御林内には慶応二年(一八六六)には仁科口では白川入・宮ヶ原入りで一八六本あることと報じ(資二七七)、またカシについては慶応二年(一八六六)仁科口より御用材となるものはなく、ケヤキについては嘉永六年(一八五三)御林内には六五〇本ある見込を(資二六四)、文久三年(一八六三)宮ヶ原入(三八本)・本川(三二本)・同兎沢(九二本)・白川入(六五本)合計二二五本あることを報じ、クスノキについては安政二年(一八五五)土肥村内には目通り周囲三尺以上のもの五六本あること、ならびにヒノキの用材は見当らぬと報じている(資二七一)。

江戸幕府末期にも天城山御林は江戸城・皇居の修繕などに使われ、資料に現われたものとしては、(一)安政七年(一八六〇)江戸城本丸の譜請用材として次の木材を納入している。

クリ角材 (長さ二間以上・厚幅とも一尺以上の角物)

アカマツ角材 (長さ三間半以上・厚幅とも二尺以上の角物)

ヒノキ板子 (長さ六尺五寸以上・巾一尺以上・厚五寸以上) (但し四分無節より三分無節まで)

ケヤキ(曲り木・破風) (長さ三間半一之間・巾一尺以上角物)

ヒノキ板 無節(長さ六尺五寸・巾一尺・厚四分・五分以上)

マツ 厚板(無節) (長さ一間以上・巾一尺以上・厚六分一四分まで)

並板(〃) (長さ同上・巾同上・厚四分)

無節より節有(長さ同上・巾同上・厚同上)

モミ板(長さ六尺五寸・巾一尺二寸・厚四分・五分・六分) (資二七三)。

注 これで見るとなお良材があつたことが想像される。

(四) 海上輸送

江戸城修築材の輸送は、下田港・川津港をどり海上船舶によつていた。難船して流失する場合もあるので、幕府はその都度流送する河筋や、海岸筋の村々には万一御用材が遭難・出水などで散逸したときは、集めて代官・附役のところに注進するよう、もし隠匿すれば罰せられると廻状で嚴重に申渡している(資二六三・二七五)。なお寛政一〇年(一七九八)には天城山よりツガ材を伐出し、沼津港より江戸に廻船しているが、そのときの廻状には、つぎのような御用材に刻む切判をも通知して他の木材との区分を明かにしている(資二六三)。

十一 湊極印 × 御材木切判銘 ハ 敷木切判銘

(一) ロシア船修理材

安政二年(一八五五)にはロシア船修理のため、幕府の命により天城山より目通周囲三尺五寸一七尺・長さ一間一五間のマツ材一三五本を供給している(資二七二)。

(二) 伐木・運材・海上輸送の諸経費

実例として、嘉永七年（一八五四）天城山御林川津口字川之入嶽通りより伐出し、川津浜より江戸までサワラ一〇〇〇本を輸送したときの一尺〆当りの単価を示すと次のようである。ただし、サワラの生育地は奥山で、伐木地点より川津浜まで約五里、事業困難のため単価はやや高い。

サワラ伐木・造材・輸送費（一尺〆当り）（嘉永七年）

数量一〇〇〇本（目通周囲五尺一丈五尺・長さ二間一四間）

一、永四五〇文 根伐り賃・人足小屋掛費共

一、永一貫三三三文三分 小出し人足賃および林内道造り費共

一、永四八三文三分 林内より川津までの川流し等の搬出費 伐出地より川津まで道程五里、事業困難

一、永一一六文六分 川津浜より江戸着までの海上輸送費 雑費共

計永二貫三八三文二分（一尺〆当り）（資二六九）

なお、この外に同年、川津口よりブナ・サワラを伐出して江戸に海送した実例は、伐出地が川津浜に近く距離が三里半一四里なので、一尺〆当り伐木・造材・輸送費は合計永一貫七〇〇文となつている。（資二七〇）。

16) 損木払下 附土木用材

天城山御林を中心とする森林は、面積広く、蓄積豊富で老大木が多く、風水害の襲来頻度も高く、広い原野の慣行的火入より生ずる失火もあつて、各種の損木は相当の額に達し、森林利用に対して消極的態度をとつた幕府の林業政策下では、損木の利用は地元村民にとつては経済生活の支援になつていたと思われる。損木は普通地元村民に払下げられ、損木の調査はその地区の御林守が中心となり、村役人などで行われ、見積価格をきめて代官に伺い、代官より勘定奉行にうかがい許可をえて払下げている（資二八四文化九年（一八二二）・二九二弘化三年

（一八四六））。代官所では手代が参加するが、その実権は地方に在住して払下の数量・価格をはじめ事務一切を処理する御林守の手に握られ、原則的には入札によるが、所詮、入札者は地元村民であり（資二九〇・二九一）村名主・組頭・百姓代・払請人等と談合して損木の払下げが行われ、損傷度を水増ししたり、搬出困難の点などを理由にあげて過小に評価されやすく、多くの払下願書には、これらが強調されている（資二八四・二八六）。それで幕府は天保一四年（一八四三）に妥当の値段で伺いでるよう代官に注意し、元治元年（一八六四）重ねて、材質不良（節・曲木等）のため薪以外に使えないとか、搬出不便のため薪にも利用できないとか、入札買請人さえないとかの理由で安価に評価し、払下の申請を出すのが多いから、現地に役人を派遣して十分調査の上伺出るよう代官に注意を与えている（資二九〇・二九二）。また、損木の払下には損木以外が伐採される惧があるので、文化九年（一八一二）以后払下木には根元に極印をうつことに定め（資二八三・二八五）、損木が払受人に引渡されれば御林守より代官に報告し（資二八八）、払下請書には、御制木はもちろん極印なきものは伐採しないこと、植栽せる苗木の保護・火災の予防・事業済次第下山することなど厳守すべき事項が記されている（資二八一・二八七）。

なお損木等の無償採取許可の例は少なく、資料中には一例を見るのみで、安政六年（一八五九）川津口入りの御林で、文政年間（一八一八―二九）に行われた御用材伐出跡に放置された棄権木と、その後の風損木の払下地に残された棄権木で、ケヤキ（立枯・根返・中折・末木）二九本、ヒノキ（根返）一本（外に搬出困難のもの三一本あり）で、地元湯ヶ野村百姓が願ひ出たものである（資二八九）。

附 土木用材の払下——道路・橋などの建設・修理に必要な土木用材は、使用場所の周辺の林木を払下げていたが、当時の道路はいわゆる「山道」であつて、需要量もはなはだ少なく、払下げの手續形式は損木払下と同様に行われていた（資二九四）。

(17) 雑木・下草

本項は入会権と密接の関係ありてIV入会の各項に関係ある故参照されたい

(1) 政策

江戸時代幕府が統治上後期まで行つた森林利用政策は、御林の雑木・下草をいかに農民に役立てるかに絞られていたというも過言ではあるまい。当時の田舎は(5)「農村の生活」の項に述べたように、単に農村というよりは自給自足の生活をおくる百姓のみの集合であつて、年貢を納めるための米作専業者であつた。それで肥料としての下草、屋根葺用の萱、農業用の小丸太・棒類、鋤の柄・車輻等農器具用材をはじめ、農閑期を利用して行ふ薪材の伐出・製炭などは、宮農上・日常生活上の支柱で農村には不可欠のものであつた。それで山附部落はこれらの資源を御林におおぎ、代官は恩惠的に採取を許し、また御用炭供給の請負は江戸商人に命ずるも、現地製炭をなすには必ず地元村民の利用権を侵害しないよう注意させ、地元民との協調をはかり、地元民はその代償として御林を大切にし、御礼杉の植栽をはじめ、防火・防犯等種々の保護義務を負い関係は密接であつた。一例をあげると、幕府は宝暦十二年(一七六二)御制木の保護・増殖を目的として御林を留山として禁伐に指定せんとしたことがあつた。すなわち天城山御林には九制木のおきてがあつて一般の伐採を禁止していたが(9)口御制木参照)その内クスノキ・スギ・ヒノキは次第に減少し、クスノキは皆無となつたので、将来のため御林を留山として伐採を禁止せんとしたのである。この苛酷な計画に対し地元村全部五四カ村(仁科八カ村・内浦四カ村・松崎十四カ村・湯ヶ島三カ村・大見八ヶ村・川津十七ヶ村)は協議し、もし留山となれば地元村民は生活に窮する事情を訴え、御林にはクスノキ・スギ・ヒノキの苗木を植栽し成林をはかることを条件として従来どおり御林の下草・雑木は入会の村民が利用しうるよう嘆願した。許可されると村民は、ただちにスギ・ヒノキを植栽し、クスノキは他地方より苗木をとりよせ、やや遅れて実行し、またカシは以前より村民の稼業用に伐採が許され、享保年間

(一七六一三六)代官齊藤喜六郎によつて確認されていた関係もあり、かつカシには二尺廻り以上の木があるので、御用材となるものは役所の指図によりて残存し、また苗木を植付け、カシの多いところから間伐して利用することに協議がととのつた(資二九五・二九六・三一九)。

注 (13)入会の紛争、(9)管理保護の項を参照されたい。

(14) 山稼と争論

郷山・百姓持山は薪炭林であつて、御林の下木や雑木とともに自家用ならびに山稼の資材である。薪炭材下草の採取は古くからの慣行で一村民の入会、他村民との入会などによつて行われる場合が多く、入会の項と関連する資料が多い。

所有林・入会林を問わず、稼山は貧困な農民生活に潤いを与え、その広狭は生活水準に関係するので、村役人は機をみて稼山の拡張を考へるので、入会地をめぐる紛争は各地に絶えなかつた(13)入会の紛争参照)。例えば天城山の神山・中尾・大坂峠は小土肥村と柿木村との入会地で、山稼で薪を伐採し、納税の資とし、生活を支えていたが、柿木村は村の貧困を救済する口実で入会地なることを承知しながら小土肥村に協議せず、入会地の立木を製炭原木として立野村・修善寺村の某二人に売却した。小土肥村は怒りて三島代官に訴えている(資三〇四)なお入会紛争の例をあげる。

第一例 土肥組四ヶ村と湯ヶ島組三ヶ村との紛争

資料三〇五一三一五は、いづれも明和三年(一七六六)に起つた土肥組四ヶ村(小土肥村・土肥村・八木沢村・小下田村)と、湯ヶ島組三ヶ村(湯ヶ島村・市山村・門野原村)との入会に関する争である。

土肥組四ヶ村の云い分は、四ヶ村ともに仁科口組合村に属し、入会して山稼をなしうる山林はあるも、遠く五・六里離れて利用できず、かつ四カ村内には原野のみで山稼をなすべき薪炭林なく、従来天城山御林の内、峯

を越え湯ヶ島表「弥つこ道」まで、また北は修善寺境まで雑木を利用して山稼をしてきた。御高札の建替えも実施し一般に認められていた。五年前山附村落五四カ村一同で奉行に天城山の山稼状況を回答したとき、その要点は山稼は山附村々一同で入会い、村別に区域的に入会場所は定まつておらないとの趣旨であつた。奉行よりは今后も従来同様最寄の場所で稼ぐようにし、かつ九制木のうち不足している樹種はそれぞれの稼場に苗木を植栽するようにとの指図であつて、五四カ村一同承知したのであつた。それで昨年土肥組三カ村の稼場で、湯ヶ島組の土地である猫越平山の内に杉苗木を植栽したところ、湯ヶ島組三カ村の者は怒つて苗木を全部抜き捨て、苗木植栽禁止の札を立て、対抗した。

湯ヶ島組三村の云い分は、土肥組四カ村は猫越平山の内へ入会していると云うも偽りで、入会しておらない。そこは湯ヶ島組三カ村の入会地であつて御制木の保護もしておる箇所である。そこに苗木を植栽することは言語同断のことである。土肥組三カ村では苗木を抜き捨てたというも、苗木は大切のものゆえ左様なことはしていない。土肥組四カ村が入会していない証拠には、仁科口文之右エ門が炭焼きを願つたとき、仁科口は土肥峠・宇久須峠峯境まで川津口は天城本峠八丁池下通りを境として定められたことでも明かで、その後も侵入したものは差押えてきている、と入会を認めていない(資三〇六)。結局問題の解決は峠までを境として湯ヶ島組三カ村の稼場とすること、ならびに今後土肥村で苗木を植栽することは紛争の因となるゆえ、今回土肥組で植えた苗木四三〇本と同数量を、今後は湯ヶ島組三カ村で毎年植え、役人の見分も湯ヶ島組三カ村で立会することとし、同時に土肥組四カ村民は湯ヶ島口(猫越平山の内)では雑木・下草の採取は行わないことに落着した(資三一二)。

第二例 領主を異にする入会の争

領主を異にすることも入会争議の口実となる。すなわち領主の命令と称して他村に対し雑木の採取を禁止するのである。例えば天城山棚場山は北流する狩野川の支流たる吉奈川の上流を占め、地籍は吉奈村・新田村に属し、

小堀土佐等の知行所である。土肥村は反対側の土肥川流域で峠越しの地で天領に属し、代官の支配所である。土肥村の申立ては、村内に適当な薪炭林がないので古くから棚場山に入りて山稼をしていたところ、十九年前寛延元年(一七四八)吉奈村にては小堀土佐守の御許領山(所領の山)なりとの擧(ケヤキ)柱を立て、偽つて入山を禁止した。それを真実と思ひ入山しなかつたが、農民困難のあまり昨年(明和三年 一七六六)より入山して山稼をしていると、かくて訴訟中吉奈村にも棚場山で炭焼をはじめ一層争は激化した(資三一四)。

第三例 山附の村と山附でない村との争

天城山御林の山附村は五四カ村である。御林は区域広大にして、山附部落の受ける利益は大きく、山附でない部落の羨望の的であつて、代官所へ陳情したり、裏面工作を行つて御林への入会権を得んとするけれども、容易に認められず、ついに無断で入込み盗採し、山附村落との間で紛争を見ることがしばしばあつた。例えば田方郡田沢村は間部越前守知行所であつて、天城山御林の山附村でなく、天城山への入会権は持つておらなかつた。享保三年(一七一八)天城山御林に入り薪を伐出して湯ヶ島三村(湯ヶ島・市山・門野原)より抗議され、訴訟となり、田沢村の入山は禁ぜられた。しかるに享保九年(一七二四)ふたたび御林に侵入し、湯ヶ島三村は次のごとく抗議して、代官に入林の禁止を願つている。湯ヶ島三村は、御用材の搬出路・山道などの沿革と、最近まで六五年間にわたる御林奉行や代官の行つた実地視察・調査の都度人足を調達した沿革を具体的に述べ、これに関する調査書類を提出し、御林守も当地元に住み、御林は湯ヶ島三村の「お預り山」となつて保護して来れるもので、田沢村が利用権(入会権)をえておる根拠は少しもない。また湯ヶ島三村より出した稼荷物(檜小道具・白つけ・縦板など)を田沢村が押収したと、ならびに田沢村は田沢村より出した農作物の商品を湯ヶ島三村が押収したと称するも事実無根であることを主張し、また市山村(三村の一)では田沢村に堆積した秣まで持ち去られたことを附言して代官に訴えて、田沢村の入山を排除している(資三二三)。

注 (13) 入会の紛争の項参照されたい。

(VI) 土地利用

(18) 土地利用(地下資源等)

現在伊豆半島には地下資源として特筆すべきものは温泉以外にはないが、江戸時代には次のようなものがあつて、一時は栄えたこともある。

金——金鉱の採掘は慶長一〇年(一六〇五)のころよりはじまり、最盛期には佐渡金山に劣らないほどであつた。寛永元年から同七年(一六二四—三〇)までの年平均産出量は八四貫三〇〇匁といわれている。場所は明確でないが、享保五年(一七二〇)ごろから毛倉野・青野・土肥の村々より採掘され宝暦年間(一七五一—六三)まで続いたようである(資三二七)。

注 資料三二七の内宝永年間とあるは宝暦年間の誤(?)と思う。

銀——慶長一年(一六〇六)金山(地名と思ふ)に銀を発見し、同一九年(一六一四)盛大となり、奉行彦坂小刑部が罪を犯し、川井作兵衛が代つて銀山奉行に任ぜられたときは稟米五〇〇俵と同心五〇人が給与されている(資三二六)。

築城石——慶長一九年(一六一四)江戸城の石垣に伊豆の石を用い、海上より輸送し、船約三、〇〇〇艘、運搬人夫は関東諸侯の内、前年京都上洛に随行したものを除き、高千石につき人夫一人の割で徴集されているから、相当の数量と思われる(資三二六)。

陶土と明礬石——弘化二年(一八四二)高原車平が、御用命をうけて湯ヶ野村で高原焼茶碗を焼いたが、今日まで続いている(資三二五)。明礬石は嘉永六年(一八五三)那賀郡大沢里村白川入赤川に発見され、五カ年間一カ年の冥加(税)永一貫文を納め、かつ明礬製造の燃料には御用製炭原木に關係なき末木・技条を用いることを条件にして、採石の許可を得ている(資三二九)。